

# クルマの査定

## こんなとき、査定協会をご利用ください

査定協会は、経済産業省、国土交通省の許可のもとに設立された第三者機関であり、両省の指導、監督をうけて公正な立場から、あらゆる査定依頼の目的に応じたクルマの査定を行っております。

### 《 主な査定目的 》

#### ■解約車の評価

割賦販売（クレジット）やリースの中途解約に係わるクルマの評価を、査定協会が中立・公正な第三者機関の立場で適正価格を算出し、「査定証」で証明します。

#### ■事故減価額証明（評価損）

事故に遭い、修理した後でも、事故の痕跡の程度によって価格が下がることがあります。その事故による価値の下落分を「事故減価額証明書」「外板価値減価額証明書」として証明します。

#### ■相続車両の評価

使用者（所有者）逝去などによる親族への財産分与（遺産相続）など、相続等に関するクルマの財産的価値を「査定証」で証明します。

#### ■個人間売買

クルマを売る（譲る）、または知人から買うとき、迷ってしまうのが価格です。そのクルマの査定時における客観的な価格を算出し、「査定証」で証明します。

#### ■車両状態確認証明

購入した中古車の修復歴の有無などの車両状態に関するトラブルに対し、公正な見解が必要なとき、クルマの状態を「車両状態確認証明書」として証明します。

#### ■鑑定評価

査定協会は、裁判所から係争時などにおけるクルマの鑑定人としての選任を受けています。価格や車両状態（修復歴の有無など）に関するトラブルに対し、公正な見解が必要なときは適正な評価をおこない価格を算出します。

#### ■資産評価

企業の合併、解散、贈与、交換する際のクルマの資産価値を、査定協会が「査定証」で証明します。

#### ■推定価格証明

車両の存否にかかわらず、現在もしくは過去の時点における推定流通価格を「推定価格証明書」で証明します。

一般財団法人 日本自動車査定協会 東京都支所

★お問い合わせは、査定課まで

TEL： 03-5418-7001

FAX： 03-5418-7009



# 車両状態確認証明書

No. 073901

SAMPLE

依頼者 査定 太郎 様	発行番号 2122B0000
	証明書発行日 令和4年2月3日
	車両確認日 令和4年2月2日

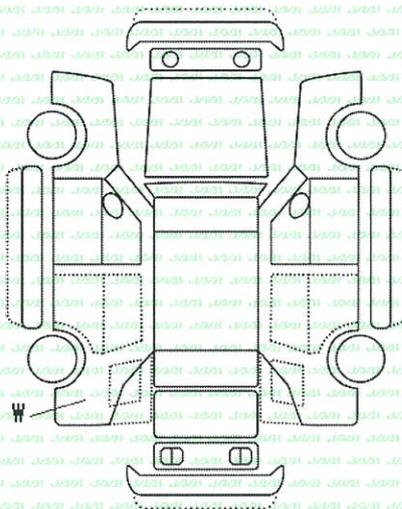
あなたから依頼された、下記自動車の車両状態は以下の通りです。

車名	J A A I	型式	DAA-JAA21
登録番号	品川234さ5678	車台番号	JAA21-0123456
初度登録年月	令和2年1月	走行キロ数	16,666 km

修復歴無し

車両状態(外装)

(前)



(左)

(右)

(後)

車両状態の具体的内容

通常の査定において、主に左リヤフェンダー波跡が確認されます。

査定協会の定める修復歴車、外板価値減価に該当する要因はありません。

上記内容は、外板価値減価・修復歴の判断に係わるものとなります。

ご注意

- 車両検査は非分解の状態で見点検にて行います。
- 後日、車両を分解してのクレームは受付られません。
- 車両検査を行うに当たり当協会に重過失があった場合を除き、当協会は検査結果に責を負いません。
- 各種記号の意味、修復歴の解説は裏面に記載しております。

一般財団法人 日本自動車査定協会

理事長

大井 篤

SAMPLE

支所名 一般財団法人 日本自動車査定協会 東京都支所

取扱者

査定長名 太田 俊則

SAMPLE

## 車両状態確認証明書

査定協会・東京都支所の検査員が、中古車販売時に車の状態を検査し、特に補修跡や修復歴の有無を的確に判断して、車両状態確認証明書を発行します。

中古車の購入を検討しているユーザーは、事前に中古展示車の状態を車両図等により確認することができますので、とても安心です。

### 1. 車両状態証明書の内容

- (1) その車の修復歴の有無が判ります。
- (2) パネルの交換跡、板金修理跡が判ります。
- (3) 傷や凹み等を記号で表示していますので、現車と照らし合わせて確認できます。

### 2. 査定の実施方法について

査定のご依頼は、電話で「査定場所・査定日時」等について、担当者と打ち合わせてください。

電話番号：03-5418-7001

査定時には、自動車検査証、整備手帳（保証書）、取扱説明書等が必要です。

### 3. 査定手数料について

査定料金は、車種やナンバープレートの分類番号により定められています。また、出張費及び諸費用（駐車料金、高速料金等）がプラスされます。

査定手数料については、自動車検査証をご用意し、お問い合わせください。